

令和3年度福祉サービス第三者評価推進事業の実施について（案）

- 1 宮城県福祉サービス第三者評事業推進委員会の開催
開催予定数：2回程度（8月，11月予定）※8月は書面決議による
○第三者評価事業に係る重要事項の調査審議
【第1回：年度計画に係る審議，第2回：具体案審議】
 - ・受審率の数値目標設定
 - ・救護施設の評価基準設定○評価機関の認証に係る調査審議（認証部会）
- 2 受審率の数値目標の設定
現在の数値目標設定時期は，平成31年度から令和3年度までであることから，国からの通知等に基づき，令和4年度から令和6年度までの数値目標を設定する。
- 3 救護施設の評価基準設定
国からの通知等に基づき，未作成となっている救護施設の評価基準について作成する。
- 4 宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要領の一部改正
押印の見直し等により，申請様式等を一部改正する。
- 5 評価機関の募集・認証
募集期間：10月から11月まで（予定）
評価機関の認証に係る調査審議（認証部会）を経て認証
- 6 評価調査者研修の実施（宮城県社会福祉協議会へ委託）
養成研修：令和3年9月実施（予定）
継続研修：令和4年2月実施（予定）
- 7 普及啓発
【社会福祉課】
〔事業者向け〕
 - アンケート結果活用による周知
 - 各種事業者集団指導，研修会等での周知
 - 各種指導監査等での周知
 - 各事業者への制度周知・受審促進通知
 - 啓発リーフレットの作成，配布〔県民向け〕
 - 県ホームページでの情報提供，啓発リーフレット配布〔市町村向け〕
 - 受審促進協力依頼

【長寿社会政策課】

○介護保険事業者を対象に，県ホームページで資料を配付する。

【子育て社会推進課】

○第三者評価のリーフレットを配布。

【障害福祉課】

○実地指導等の際に，事業者等に第三者評価事業について周知する。